

# 『滋賀県史研究』の編集等に関する要綱

## 1. 目的

この要綱は、滋賀県立公文書館（以下「公文書館」という。）が刊行する『滋賀県史研究』の編集等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 『滋賀県史研究』刊行の目的

『滋賀県史研究』は、滋賀県の近現代史に関する研究成果を公表し、県史の水準の向上と、地域史研究の進展に資することを目的とする。

## 3. 編集会議

『滋賀県史研究』の企画や査読等、編集に関わる重要な任務を行うため、公文書館長のもとに滋賀県史研究編集会議（以下「編集会議」という。）を置く。編集会議の構成は、以下の通りとする。

- (1) 編集会議の編集委員長は、滋賀県史編集委員長をもって充てる。
- (2) 編集会議の委員は、滋賀県史編さん編集会議設置要綱に定める副編集委員長および委員で構成する。

## 4. 掲載する論文の種類

『滋賀県史研究』が掲載するのは、令和5年3月策定の「滋賀県史編さん大綱」第4に記載の県史の対象に関する論考で、論文のほか、研究ノート、資料紹介、書評、報告等（以下「論文等」という。）を含むものとする。

## 5. 論文等を発表できる者

『滋賀県史研究』に論文等を発表できる者は、以下の通りとする。

- (1) 論文等を投稿し、編集会議が審査のうえ掲載を認めた者。なお、投稿に関する規定は、別に定める。
- (2) 編集会議が執筆を依頼した者

## 6. 庶務

『滋賀県史研究』の編集等に関する庶務は、公文書館職員が担当する。